

改正

令和元年9月26日条例第10号

小田原市自転車駐車場条例

(設置)

**第1条** 公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため、小田原市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

(名称及び位置)

**第3条** 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置             |
|----------------|----------------|
| 小田原駅西口第1自転車駐車場 | 小田原市城山一丁目1番21号 |

(指定管理者による管理)

**第4条** 自転車駐車場の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第5条** 指定管理者が行う自転車駐車場の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 自転車駐車場の使用の許可に関すること。
- (2) 自転車駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(供用時間)

**第6条** 自転車駐車場の供用時間は、終日とする。

(駐車対象車両)

**第7条** 自転車駐車場に駐車することができる車両は、自転車等とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て自転車等以外の車両を駐車させることができる。

(使用の許可)

**第8条** 自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たり、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 自転車駐車場の使用の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 自転車駐車場又はその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 自転車駐車場の収容台数を超えるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があるとき。

(使用形態)

**第9条** 自転車駐車場の使用形態は、次のとおりとする。

- (1) 定期使用 1か月、3か月又は6か月を単位として使用するもの
- (2) 一時使用 1日1回限り使用するもの

(利用料金)

**第10条** 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に施設の利用に係る料金（次条の一時使用の回数券に係る料金を含む。以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(一時使用の回数券)

**第11条** 指定管理者は、自転車駐車をしようとする者の便宜のため、一時使用の回数券を発行する。

(利用料金の不還付)

**第12条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、自転車駐車場を使用することができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

**第13条** 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第8条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(権利譲渡の禁止)

**第14条** 使用者は、第8条第1項の許可を受けた自転車駐車場の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(無許可の駐車車両に対する措置)

**第15条** 市長は、自転車駐車場の管理上支障があると認めるときは、第8条第1項の許可を受けず、又は許可を受けた期間を経過して駐車している自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動し、保管することができる。

2 小田原市自転車等の放置防止に関する条例（平成4年小田原市条例第11号）第12条第2項から第4項まで及び第13条の規定は、前項の規定により移動し、保管した自転車等について準用する。この場合において、同条例第12条第2項中「前項の」とあり、同条例第3項中「第1項の」とあり、及び同条例第13条第1項中「前条の」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第15条第1項の」と、同条例第12条第2項中「同項に規定する」とあるのは「規則で定める」と、「当該自転車が放置されていた場所又はその付近」とあるのは「自転車駐車場内の適当な場所」と読み替えるものとする。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、自転車駐車場の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 附 則 (令和元年9月26日条例第10号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### 別表 (第10条関係)

| 区分      |    | 一時使用     |            | 定期使用       |            |             |
|---------|----|----------|------------|------------|------------|-------------|
|         |    | 1回分      | 回数券 (11回分) | 1か月        | 3か月        | 6か月         |
| 自転車     | 一般 | 円<br>150 | 円<br>1,540 | 円<br>1,880 | 円<br>5,330 | 円<br>10,360 |
|         | 学生 |          |            | 1,250      | 3,660      | 7,220       |
| 原動機付自転車 |    | 200      |            | 2,610      | 7,530      | 14,760      |

備考 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学、専修学校又は各種学校以外のものに限る。）に在籍する者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。